庁名　東京地方裁判所管内の簡易裁判所

郵便切手及び予納金一覧（令和7年10月1日～）

カテゴリ	申立ての種類	郵便料											備 考
		郵便切手の場合										予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する場合の金額。郵便切手で納付する際は不要	
		500円	350円	180円	110円	100円	50円	40円	20円	10円	合計額		
民事訴訟	通常訴訟	8			10	5	5		5	5	6000円	6000円	当事者1名増すごとに2440円分追加 （内訳） 500円　4枚 110円　4枚 予納金の場合、当事者が1名増すごとに2,000円ずつ加算（ただし、原告が複数であっても、共通の代理人がいる場合は、加算する必要はありません。）
	少額訴訟	8			10	5	5		5	5	6000円	同上	同上
	控訴（一審簡裁）	8			4	2	2		2	2	4800円		当事者1名増すごとに2440円分追加 （内訳） 500円　4枚 110円　4枚 ※ただし、控訴人が複数であっても、共通の代理人がいる場合は、加える必要はありません。
	抗告（原審簡裁）	4			2	2			4	10	2600円		当事者1名増すごとに2600円分追加（内訳は左記と同じ） ※ただし、抗告人が複数であっても、共通する代理人がいる場合は、加える必要はありません。
民事調停	民事調停	2				16	4			15	2950円	2950円	当事者1名増すごとに1330円分追加 （内訳） 500円　1枚 100円　8枚 10円　3枚
	特定調停					4				10	500円	500円	当事者1名増すごとに500円分追加（内訳は左記と同じ）
支払督促	支払督促	2				3	1			4	1390円	8700円	当事者1名増すごとに1250円分追加 （内訳） 500円　2枚 100円　2枚 50円　1枚 ※通常はがき（85円）を債務者数分用意し、宛名に債権者の住所、氏名を記入してください。通常はがきは、郵便料を現金・電子納付する場合も必要です。
訴え提起前の和解	訴え提起前の和解	1			1		1	1	2	1	750円		和解調書正本の双方への特別送達が必要な場合は2440円分追加 （内訳） 500円　4枚 110円　4枚
公示催告	公示催告	2	2	1	2	2		3		4	2460円		
意思表示の公示送達	意思表示の公示送達	2					2		4	3	1210円		